

議提第9号

UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書

会議規則第14条の規定により、UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書を次のとおり提出する。

平成22年 6月21日 提出

提出者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	串田英夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	阪井栄見子
賛成者	北本市議会議員	伊藤堅治
賛成者	北本市議会議員	高橋節子

北本市議会議長 加藤勝明 様

## UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書

政府の行政刷新会議は、昨年11月「独立行政法人の抜本的見直し」等を決定し、鳩山総理大臣は本年1月30日の衆議院本会議での施政方針演説で「事業仕分け第2弾を実施し、……聖域なく国民目線で検証」と明言されました。これを受けて「行政刷新会議」は、4月26日（月）「事業仕分け第2弾」の2日目、都市再生機構について、①都市再生事業、②賃貸住宅事業、③関係法人との取引の3分野について「仕分け」を行われました。そして、UR賃貸住宅に関して「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体又は国に移行、市場家賃部分（全てのUR家賃住宅）は民営化の方向で整理」と“評価”されました。

当市内には、UR賃貸住宅2団地2,141戸（北本団地2,097戸、コーポレート北本駅前44戸）、4,400余名の市民が生活していますが、これらの団地では高齢化が進み、収入の上でも公営住宅階層が大多数を占めるようになっています。

そうした世帯の大半が今の団地での永住を希望しており、団地はかけがえのない生活の拠り所となっています。長年にわたる居住者の自治会活動などにより地域コミュニティが成熟し、お祭りをはじめ様々な行事が行われ、団地だけでなく地域のまちづくりに積極的な貢献をしています。

こうした実情を無視した「事業仕分け」が行われるなら、居住者の住まいの安定を損ない、築き上げてきたコミュニティを破壊し、地域づくりにも悪影響を及ぼすことなど、取り返しのつかない結果をもたらしかねないと憂慮するところです。

また、「仕分け」においては、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体又は国に移行」と“評価”されていますが、現在の当市の財政事情においては、UR賃貸住宅を「移行」されても、これを管理、運営する状況にはありません。

もとより、行政の無駄や天下りの弊害を除去することに異を唱えるものではなく、むしろ積極的に賛同するものです。しかし、独立行政法人の見直しは、多くのUR賃貸住宅居住者の生活実態や自治体との関係を全く無視したものであってはならないと思います。

つきましては、今回の都市再生機構の見直しに当たり、下記事項に十分ご配慮くださるよう強く要望します。

## 記

1. 独立行政法人見直しにおける都市再生機構の事業の見直しにあたっては、UR賃貸住宅の存在と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること。
2. UR賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられており、また公営住宅入居階層が大半を占めるようになっている実態を踏まえ、公営住宅に準じた家賃制度の導入はじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度に改めること。
3. UR賃貸住宅の再編（売却・削減、民営化等）の方針を見直し、公共住宅を守る見地からの政策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 【提出先】

内閣総理大臣・総務大臣・国土交通大臣・独立行政法人都市再生機構理事長